

地独甲第29号
令和7年5月8日

次の通り、プロポーザルを行うので公告する。

地方独立行政法人公立甲賀病院
理事長 辻川 知之

公立甲賀病院医療情報システム更新整備事業に係るプロポーザル実施要領

・趣旨

この要領は、公立甲賀病院医療情報システムの更新整備に係るプロポーザルの募集について、必要な事項を定める。

・契約期間

この選定における契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(提出書類)

第1条 本事業に参加しようとする事業者は、別添1「公立甲賀病院医療情報システム更新整備事業に係る事業者選定条件」に基づき、公立甲賀病院医療情報システム更新整備事業に係る事業者選定プロポーザル参加資格確認申請書（契約書の写し、営業所等調書及びISO/IEC27001 またはプライバシーマーク資格の写し、配置予定者の業務に関する経歴書及び資格証の写し、別紙第1号様式・第3号様式・第4号様式、及び第5号様式）を以下の通り提出すること。尚、提出書類は原則A4サイズの内紙を使用すること。

(1) 提出期限：令和7年5月30日（金）12時まで

(2) 提出場所：〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地

公立甲賀病院 事務部管財課

担当：久保、長瀬、太田、中井、金子

(3) 提出方法

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時～17時（但し5月30日（金）は12時）までとする。

② 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で令和7年5月30日（金）12時迄に必着する事。

(4) 提出書類に関する質疑

下記の要領で提出書類に関する質疑・回答を行う

- ① 質疑受付期間：令和7年5月8日(木)～5月23日(金)12時まで
- ② 提出方法：公立甲賀病院管財課へメールアドレス（使用ソフト：マイクロソフト社 Word (Windows 版 office2007 以降) 及び PDF 形式) により提出すること。(第2号様式)
E-Mail：kh28@kohka-hp.or.jp
- ③ 質疑に対する回答
公立甲賀病院のホームページ上のお知らせ欄で令和7年5月26日(月)に回答する。

(業務実績)

第2条 事業者において業務実績を有する場合、業務実績表(別紙第3号様式)に記載し提出すること。実績内容は、過去5年間における一般病床300床以上の医療機関において、パッケージ型電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムの導入もしくは更新の実績を記載すること。また、委託契約書の写しを提出すること。(最大6契約まで記入)

(その他)

第3条 事業者は2025・2026年度の公立甲賀病院一般業者(物品販売等)入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

※ 競争入札参加資格の登録を受けていない者の参加

本プロポーザル公告日の時点において、2025・2026年度の公立甲賀病院一般業者(物品販売等)入札参加資格者名簿に登録されていない者については、プロポーザル参加資格確認申請書提出時までに、地方独立行政法人公立甲賀病院理事長あて一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出し、審査を受け登録される必要がある。様式は、公立甲賀病院のホームページ「調達情報」からダウンロードすること。

(資格認定結果通知)

第4条 第1条に定めた書類を期限内に提出した事業者に対し令和7年6月2日(月)に文書により本事業に関する資格認定結果通知を行う。また、認定通知を受けた事業者に対しては、本事業における別添4「仕様書」を合わせて送付(郵送)する。

(現地見学会)

第5条 本事業の参加資格があると認められた事業者に対し希望者は現地見学会を実施することができる。尚、詳細については別添3「公立甲賀病院医療情報システム更新整備事業プロポーザル募集要項」を確認のこと。また、現地見学会では質問は受け付けない。

日時：令和7年6月6日(金) ※時間は別途通知。

(質問、回答の実施)

第6条 本事業の参加資格があると認められた事業者に対し、本事業に関する質問、回答を次の要領で実施する。

(1) 質問書の提出

- ① 提出期限：令和7年6月12日(木) 12時迄
- ② 提出場所：公立甲賀病院 事務部管財課
担当 久保、長瀬、太田、中井、金子
メールアドレス kh28@kohka-hp.or.jp(受信専用)
- ③ 提出方法：質問書(別紙第2号様式)に質問を記入のうえ、公立甲賀病院事務部管財課メールアドレスへ(使用ソフト：マイクロソフト社Word(Windows版office2007以降)及びPDF形式)提出すること。

(2) 質問書の回答

公立甲賀病院のホームページ上で令和7年6月19日(木)に回答する。

(業務実施)

第7条 本事業の参加資格があると認められた事業者は、業務実施に関する内容として、次に掲げる事項について検討した上で、資料作成を行うこと。

(1) 企画提案書

企画提案書は下記の資料により構成する。

- ① 仕様書に基づく本事業に関する企画提案および回答(以下「企画書」という。)
- ② 企画提案書の概要版(以下「企画書概要版」という。)
- ③ 仕様書に基づく技術提案回答(以下「技術提案回答」という。)
- ④ 仕様書に基づく本事業のスケジュール(以下「スケジュール」という。)
- ⑤ 業務提案に関する見積もり(以下「提案見積書」という。)

詳細については、別添3「募集要項」を確認のこと。

(2) 別添4「仕様書」の内容を踏まえ、企画提案書として提示すること。

(3) 企画提案書および提案見積書等は、次により提出すること。詳細については別添3「募集要項」を確認のこと。

- ① 提出期限：令和7年6月27日(金) 17時まで
- ② 提出場所：〒528-0074
滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地
公立甲賀病院 事務部管財課
担当 久保、長瀬、太田、中井、金子
- ③ 提出部数：別添3「募集要項」を確認
- ④ 提出方法：別添3「募集要項」を確認

(プレゼンテーション)

第8条

- (1) 提出された企画提案書等の内容について、一次審査を通過した上位3者程度の事業者はプレゼンテーションを実施する。尚、プレゼンテーション実施日・場所・時間・出席者・備品等の詳細については、募集要項を確認のこと。
- (2) プレゼンターは、本事業の業務責任者が行うこととし、その補助説明者は4名まで同席可能とする。

(留意事項)

第9条 事業者は、以下の点に留意すること。

- (1) 事業者選定要領の承諾
事業者は、第1条に関する書類の提出をもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 費用負担
提出に関し必要な費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の扱い
事業者の提出する書類の著作権は、事業者に帰属する。なお、公立甲賀病院が必要と認めるときは、事業者の承諾を得て提出書類の全部または一部を使用できるものとする。
- (4) 公立甲賀病院からの提示資料の取り扱い
公立甲賀病院からの提示資料がある場合、提出に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 提出書類の変更禁止
提出書類の変更はできない。但し、誤字等の修正についてはこの限りでない。
- (6) 使用言語等
提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。
- (7) 結果の通知及び公表
審査結果については、各事業者に文書で通知するとともに公立甲賀病院のホームページ上で公表するものとする。
- (8) 本事業への参加資格が認められなかった事業者に対する理由の説明
 - ① 入札参加資格が認められなかった事業者は、その理由について、地方独立行政法人公立甲賀病院理事長に対して説明を求めることができる。
 - ② ①の説明を求める場合には、その旨を記入した書面を令和7年6月3日(火)から6月9日(月)までの間に、管財課まで持参により提出するものとする。
なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
 - ③ ②の説明を求めた事業者に対する回答は、令和7年6月13日(金)以降に書面により行う。

(9) プロポーザルの無効

プロポーザルを実施した結果、公立甲賀病院が予め定める最低基準を全ての事業者がクリアできなかった場合、プロポーザルは無効となることがある。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、募集要項等で定める。